

仙台青葉学院大学・仙台青葉学院短期大学 公的研究費不正防止計画

平成 27 年 7 月 22 日策定（運営協議会承認）
 令和 4 年 1 月 26 日改正（運営協議会承認）
 令和 6 年 4 月 24 日改正（運営協議会承認）
 令和 8 年 5 月 27 日改正（運営協議会承認）

1. 機関内の責任体系の明確化

不正発生の要因	不正防止計画
<ul style="list-style-type: none"> ・公的研究費の運営・管理に関する責任体系やその権限が不明瞭である。 ・責任体系に関する周知不足から経費の管理、執行に対しての責任の意識が低下する。 	<ul style="list-style-type: none"> ・機関全体の管理・監査体制（責任体系）をホームページ等で学内外に公表し、周知を図るとともに、実効的な管理監督に努める。 ・不正防止計画を運営協議会（学長、副学長、各部門長で構成）にて審議のうえ、決定する。

2. 適正な運営・管理の基礎となる環境の整備

不正発生の要因	不正防止計画
<p>研究費は公金であることや適正執行への意識が希薄</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・公的研究費の運営・管理に関わる全研究者及び事務職員等を対象に、定期的にコンプライアンス教育を実施する。 ・意識の向上と浸透を図ることを目的とし、全ての研究者及び事務職員等を対象に、定期的に啓発活動を実施する。 ・コンプライアンス教育・啓発活動の内容について、改善すべき点がないか検証する。
<p>公的研究費の事務処理手続きに関するルールの周知徹底が不十分なことによる理解不足</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・事務処理手続きに係る取扱要領を研究者に配付するとともに、学内ネットワーク上に公開し、いつでも全教職員が閲覧できる環境とする。 ・現状の取扱要領にはない事例、研究者との意見交換、内部監査等の結果も踏まえ、取扱要領を定期的に見直し、必要に応じて更新する。

不正発生の要因	不正防止計画
公的研究費の事務処理手続きに関するルールの周知徹底が不十分なことによる理解不足	・新規、継続課題に関わらず、定期的に研修会を実施し、ルールの周知徹底を図る。
不正が発生した場合の告発等の手続、調査等に関する規程等が不明確	啓発活動を通じて、通報（告発）窓口及び関係規程を学内に周知する。

3. 不正を発生させる要因の把握と不正防止計画の策定・実施

不正発生の要因	不正防止計画
不正発生要因を適切に把握せずに、不正防止計画を策定している。	内部監査時のヒアリングを通じ、研究者に権限を認めている手続等を通じて、不正発生要因を検討する。

4. 研究費の適正な運営・管理活動

不正発生の要因	不正防止計画
特定時期への予算執行の偏りが発生する。	<ul style="list-style-type: none"> ・研究計画調書に基づき、定期的に予算執行状況を把握する。 ・予算執行状況について、研究者自らも主体的に把握するよう定期的に促す。
研究課題と直接関係があるのか不明瞭な物品の購入	検収部門（事務局）による納品確認の際、疑義が生じた物品については、研究者に研究課題との関連性及び購入目的を確認する。
雇用行為のない請求（カラ雇用）の発生	<ul style="list-style-type: none"> ・雇用契約者に対し、業務従事的意思確認を徹底するため、本人から同意書を徴収する。 ・研究費の不正使用の事例や相談窓口について説明する。 ・雇用通知書等の関係書類は、研究者を介さず事務局から直接雇用契約者へ交付する。

5. 情報発信・共有化の推進

不正発生の要因	不正防止計画
<p>公的研究費のルール、学内相談窓口に関する情報及び内部監査結果等の結果が共有されていない。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・研修会、啓発活動等を通じて周知する。 ・相談、通報（告発）窓口や機関全体の管理・監査体制（責任体系）をホームページで公表していることを一層周知する。 ・内部監査結果について最高管理責任者を通じて、学内の関係部門と共有する。

6. モニタリングの在り方

不正発生の要因	不正防止計画
<p>モニタリング及び内部監査が形骸化する。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・不正発生要因に対応した内部監査を実施する。 ・監査実施後、監査結果に関する意見・情報交換を行い、次回の監査に反映させる。